

1 地域福祉計画

地域福祉計画

～ みんなで支え合うまちづくりをします ～

少子・高齢化や核家族化の進展、住民相互のつながりの希薄化など、地域や家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。

国においては、平成12年6月に「社会福祉事業法」の改正に合わせて題名が「社会福祉法」に改められ、その内容として地域福祉の推進が明示されました。平成30年4月の社会福祉法の一部改正に伴い、市町村における地域福祉計画策定が任意から努力義務となったことを踏まえ、厚生労働省から策定ガイドラインが示されました。また、同法改正により「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込まれるべき事項として新たに追加され、さらに令和3年4月施行の同法改正では、重層的支援体制整事業が新たに創設されたところです。

本町では、町社会福祉協議会が「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられていることから、平成18年3月に社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図るため、行政と町社会福祉協議会等と協働で「地域福祉計画」を策定しました。また、平成27年度からの9年間の保健福祉施策を定めた「第二次雫石町保健福祉計画」においては、3年ごとに地域福祉計画の見直しを行いながら計画を推進してきたところです。

平成25年6月の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者（注1）避難支援プランの作成が市町村に義務付けられたことから、国・県の取組指針等を踏まえ、本町では、別途「雫石町避難行動要支援者避難支援プラン」を平成27年4月に策定し、取り組みを推進してきました。プラン策定後は、毎年、「お互いさま情報交換会」において行政区内の避難行動要支援者等の情報を参加者間で共有し災害時の避難に役立つ取り組みを実施しています。

本計画では、第二次雫石町保健福祉計画の取り組み内容の検証を前提として、新たな課題に対応するとともに、行政や地域などの多様な主体の体制づくりを進めながら、協働で支え合う地域社会の構築を目指します。

●根拠法令●

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条

注1 避難行動要支援者：高齢者・障がい者などのうち、災害発生時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする人。

● 施策の体系 ●

～ みんなで支え合うまちづくりをします ～

<基本理念>

<基本目標>

<施策の方向>

<施策内容>

1 地域福祉計画

みんなで支え合う
まちづくりをします

1-1 誰もが地域で安心して
生活できる環境づくり

(1) 誰もが安心して相談できる
体制づくり

- ①保健・福祉の情報提供
- ②相談支援体制の充実

(2) 消費者支援の充実

- ①啓発活動の強化
- ②消費者相談支援の充実
- ③消費者救済支援の充実

(3) 権利擁護体制の充実(雫石町
成年後見制度利用促進基本計画)

- ①地域連携ネットワークの構築と充実
- ②制度の普及啓発と利用促進

(4) 再犯防止の推進(雫石町再犯
防止推進計画)

- ①犯罪防止及び再犯防止の推進

1-2 自立した地域生活を
支援するサービスの充実

(1) 福祉サービス事業所と地域
との連携

- ①地域ネットワークの充実及び教育との連携
- ②ボランティアとの連携

(2) 地域医療の充実と連携強化

- ①地域医療の充実
- ②保健・医療・福祉の連携強化

(3) 雫石町社会福祉協議会に
よる地域支援の充実

- ①雫石町社会福祉協議会活動の推進

1-3 協働で推進する地域
福祉づくり

(1) 地域福祉活動の推進

- ①町民参画による地域福祉活動の推進
- ②若者の地域福祉活動の推進
- ③コーディネート機能の強化

(2) ボランティア・NPO活動の
支援及びネットワークの充実

- ①ボランティア・NPO活動の積極的な情報提供
- ②ボランティア・NPO活動の支援

1-4 福祉教育の充実

(1) こどもたちの地域福祉活動の
推進と福祉教育の充実

- ①こどもたちの地域福祉活動の推進
- ②福祉教育の充実

(2) こどもたちのボランティア
活動の充実

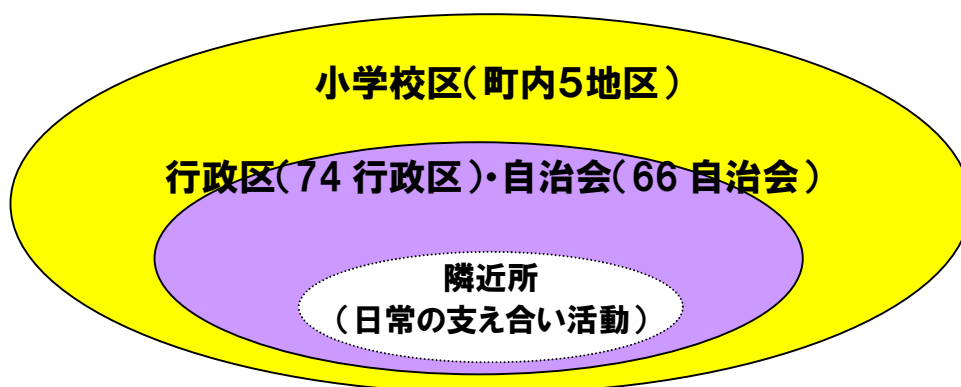
- ①こどもたちのボランティア活動の充実

<地域福祉推進の基本単位>

町民の生活圏を踏まえ小学校区を地域福祉の基本単位として推進します。また、地域福祉を効果的に推進するため、より身近な行政区や自治会を実践活動の基本区域ととらえ、それぞれの地区の中で「支え合い・助け合い」による活動を実践します。

さらに、日常の隣近所のつながりの中に「支え合い・助け合い」活動があることから、これを最も身近な小地域とし、地域福祉を推進します。

- 地域福祉推進のための基本単位



- 小学校区 (町内各小学校区5地区)

雫石小学校区	七ツ森小学校区	御所小学校区	西山小学校区	御明神小学校区
--------	---------	--------	--------	---------

<計画推進のためのそれぞれの役割>

住み慣れた地域の中で、生きがいをもって安心して生活を送るためには、住民同士がつながりを持ち「支え合い・助け合い」による地域社会をつくることが重要です。また、すべての人に役割があることを理解し、お互いを尊重しながら行動していくことが大切です。

(1) 個人・家庭の役割

核家族化の進行に伴い家庭の教育能力の低下が危惧されていますが、子どもにとって家庭は、基本的な生活習慣や「支え合い・助け合い」の意識を身につける場として、最も重要だと考えられています。このことから、家族間でもお互いを尊重し、助け合いの意識で生活するよう一人一人が取り組む必要があります。

- 家族一人一人が、それぞれの役割を認識し、お互いの生き方を尊重しながら、思いやりと助け合う意識を持ちましょう。
- 一人一人が自分らしく生活するため、子育てや家事が大きな負担とならないよう、家族みんなで協力しましょう。
- 子どもが地域や社会など様々な関わりの中で、多様なライフスタイル(注1)を認めることができるように、家庭でも環境や機会を作りましょう。

(2) 地域コミュニティ組織(行政区・自治会)の役割

人口減少や少子高齢化、生活スタイルの多様化などにより地域の連帯意識は希薄化の傾向にありますが、これからも住民一人一人が地域で安心して生活していくため、最も身近な生活範囲である行政区単位において、課題を話し合える環境づくりを進め、住民相互による「支え合い・助け合い」を基本とした地域活動に取り組む必要があります。

- 地域住民の親睦と交流を図りながら、地域にある課題を話し合える場をつくり、課題解決に向けて取り組みましょう。
- 行政や関係機関と連携し、子どもや高齢者・障がい者等の要支援者を地域で支え合う持続的な仕組みづくりや「支え合い・助け合い」の機運を高めるため、多様な住民の参画を促しましょう。
- 災害時避難行動要支援者や要配慮者(注2)の災害時の避難経路や支援方策を定期的に地域住民で確認し合うとともに、平時からお互いにゆるやかに見守り合いましょう。

注1 ライフスタイル：衣食住のあり方だけでなく、生活様式や個人の生き方全般のこと。

注2 要配慮者：高齢者、障がい者などのうち、災害発生時に配慮が必要な人。

(3) 小学校区の役割

地域福祉を推進する上では、地域住民の抱える様々な課題を抽出するとともに、課題を解決していくことが重要です。身近な生活課題の抽出に向け、地域規模や風土、歴史文化が似ている小学校区を生活圏として位置付け、行政区単位で解決できない課題の解決に向けた仕組みづくりを行政と地域で行う必要があります。

- 小学校区で行われる懇談会・研修会行事等には、できるだけ多くの地域住民や行政区長、地域コミュニティ(注1)組織代表者、民生委員・児童委員(注2)、ボランティア、事業者等が参加し、地域の課題把握と共有に努めるとともに、行政区単位では解決できない課題の解決策の検討を行いましょう。

(4) ボランティア・NPO(注3)の役割

地域で住民活動を行う組織・団体(NPO)やボランティアの活動は、行政と住民との協働を進めるうえで欠かすことができないものです。

地域課題への対応や地域コミュニティの活性化など、地域住民の日常の暮らしを支える役割を担う必要があります。

- 個人ボランティアは、住民主体の豊かできいきとした地域を築くためにも、行政やNPOだけでなく、社会的サービスの担い手としての活動をより一層活発にしましょう。
- NPO及びNPO法人は、それぞれの組織の目的に基づき基盤強化を図り、ボランティアの方々や他の住民活動組織・団体との連携、協力を進めるとともに、社会的サービスの担い手として積極的に活動しましょう。

注1 コミュニティ：居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。

注2 民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。厚生労働大臣の委嘱を受け活動し、任期は3年で無給。

注3 NPO(Non Profit Organization：非営利組織)：非営利組織(団体)の意味で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。

(5) 民生委員・児童委員の役割

高齢化社会の進展により、住民の身近な支援者として、民生委員・児童委員の活動の機会が増加しており、その役割は一層重要となっています。地域住民と行政とのパイプ役として、地域住民に信頼される民生委員・児童委員となるために資質の向上に努め、行政及び関係機関との情報交換により、緊密な連携を図る必要があります。

- 住民の身近な支援者となるために、研修、会議等に積極的に参加し資質の向上に努めるとともに、地域において住民が相談しやすい関係づくりのために、地域活動に積極的に参加しましょう。
- 町地域包括支援センターや町社会福祉協議会等との連携により、地域の高齢者や要支援者等の実態把握に努めるとともに、行政や関係機関と連携を図り、相談・支援につなげましょう。

(6) 雫石町社会福祉協議会の役割

町社会福祉協議会は、自らが地域福祉活動を推進するための担い手として、関係機関と連携し積極的な事業を展開するとともに、地域福祉推進のために、住民の活動をサポートし、その相談・支援に努める必要があります。

また、住民の課題の収集と解決を図るために、公的制度では対応しにくいニーズに応える福祉サービス・活動に積極的に取り組む役割が求められます。

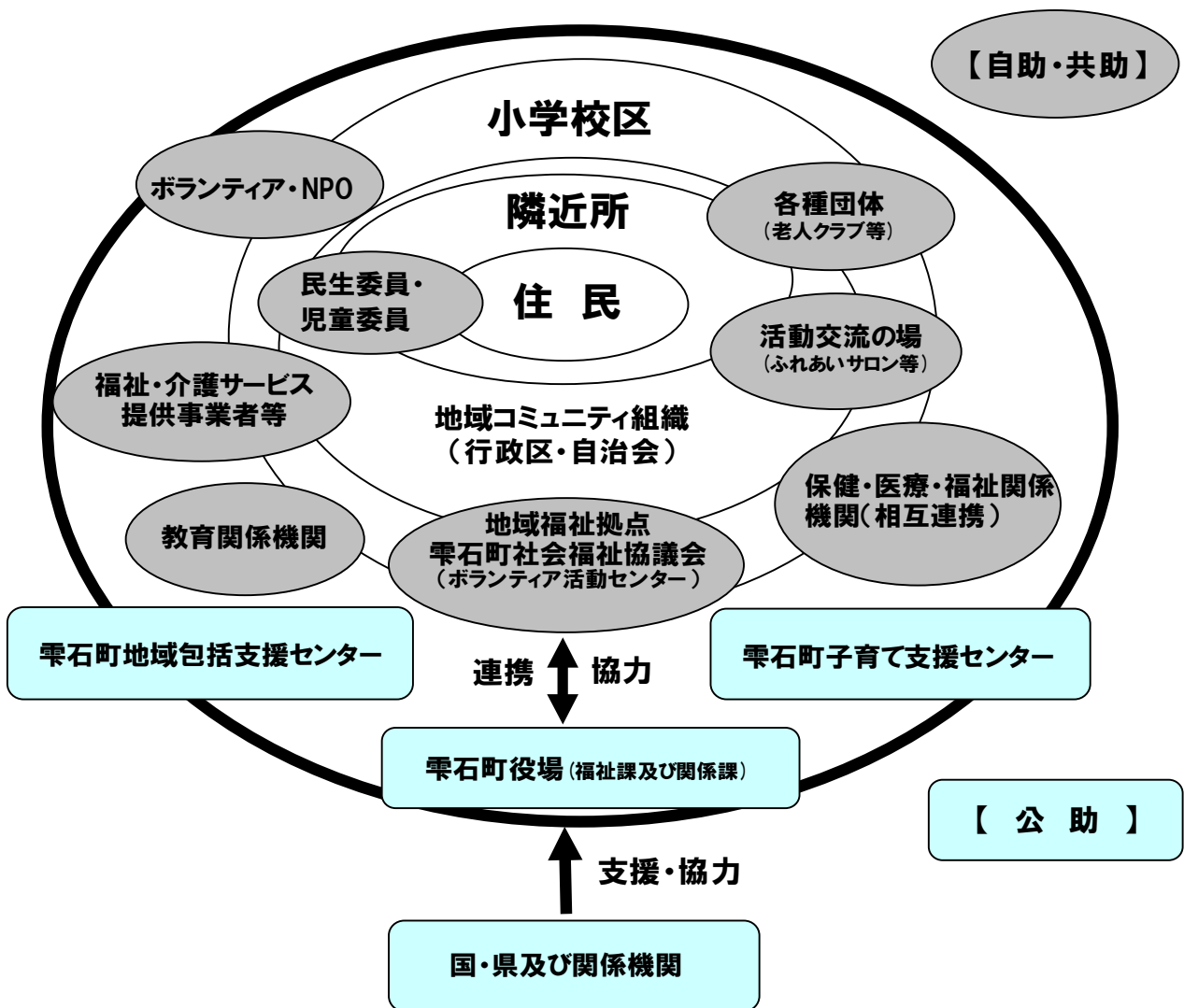
- 住民との協働により地域福祉活動を直接的に実践する団体として、私的サービスの充実により住民福祉の向上を図ります。
- 地域福祉を推進するために、住民の地域福祉に対する意識の高揚と地域活動の活発化を促進させるとともに先進的活動事例の紹介や意識啓発等の情報を提供します。
- ボランティアや各種団体の活動を支援するとともに、住民福祉の向上を図る活動を促進します。
- 行政区の活動をサポートするために相談・支援に努め、行政や関係機関、団体等と連携を図りながら地域福祉を推進します。
- 小学校区を住民からの課題の収集の場として位置づけ、行政区だけで解決できない課題を検討するために行政や関係機関、団体等と連携を図りながら地域福祉を推進します。
- 生活困窮者自立支援制度に基づく、町民の生活の困りごとの相談を受け、関係機関や地域と共に一人一人の困りごとに添った問題解決と生活の自立に向けた支援を実施します。

(7) 行政の役割

地域福祉をはじめとする高齢者、障がい者、児童・生徒等に対する福祉施策は、様々な分野にわたることから、一貫性のある施策の推進体制が求められます。住民と町・県や国とが一体となった効率的かつ効果的な施策の推進を図る必要があります。今後の福祉施策を展開する上で、行政、民間事業者、各種団体、住民等がそれぞれ持つ強みや機能を発揮し、総力を結集する『協働のまちづくり』を進める必要があります。

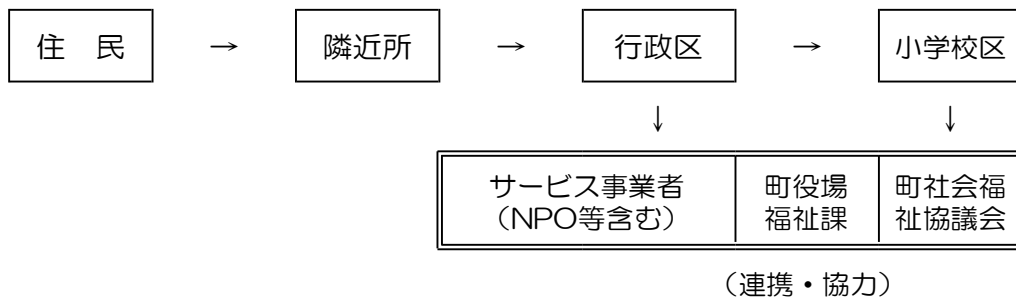
- 福祉施策推進体制の連携を密にし、関連施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 地域福祉をはじめとする福祉施策について、住民と協働のもとに適切な福祉サービスを展開するために、住民のニーズを踏まえ、行政、民間事業者、各種団体、住民等の役割を明確にして取り組みます。
- 個人・家庭、地域コミュニティ組織、小学校区、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、連携を図ります。
- 地域福祉実践団体である町社会福祉協議会を支援するとともに、連携を図りながら協働により地域福祉を推進します。
- 住民が地域で話し合い、課題解決に向けた体制づくりを行うために、町が主体となりきっかけづくりを行うとともに、地域福祉に関連する自主的な取り組みを支援します。
- 各種団体等による福祉向上に対する取り組みを支援します。
- 思いやりの心と地域福祉の「支え合い・助け合い」の浸透により、地域で暮らしやすい環境を整えるために、各種広報活動等を通じて啓発に努めます。
- 支援が必要な住民が気軽に相談できる環境づくりのために、関係機関と連携を十分に図り、相談支援体制の充実に努めます。
- 地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の構築に努めます。

○ 地域福祉ネットワークイメージ図



○ 地域で課題解決するための相談先 イメージ例

(地域で解決できる課題を抱えている場合)



※これは、あくまでイメージ例であり、この順番を遵守するということではなく、内容に応じて柔軟に相談・支援を行う。

1-1 誰もが地域で安心して生活できる環境づくり

(1) 誰もが安心して相談できる体制づくり

【現状と課題】

誰もが安心して相談できる体制づくりには、保健福祉の情報を住民に提供できるシステムが必要不可欠です。情報提供については、広報紙や町ホームページに掲載することで広く周知を図っています。また、制度改正や新たなサービスの開始時にはその都度パンフレットやチラシを配布するなど、その時々に応じた方法によりサービス内容を周知しています。

相談支援体制については、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者など、各分野に専門の相談窓口を設けているほか、町社会福祉協議会において、「心配ごと相談所」として弁護士などの専門職による相談会の開催や、法務大臣から委嘱された6名の人権擁護委員(注1)が常時相談を受け付けるなど、様々な相談に対応しています。また、地域では民生委員・児童委員が身近な支援者として活動を行っています。

虐待への対応については、医療機関、サービス事業者の活動や自治会内のつながりが早期発見に大きな役割を果たすと期待されています。

生活困窮者等の相談支援については、平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が施行され、本町においては、町社会福祉協議会と連携して、地域住民の相談窓口として関係機関と緊密な連携を図り、生活困窮者を的確に把握し、必要とする支援に適切につないでいます。また、令和4年度からは、生活困窮者及びその家族等からの相談に対応するため、関係機関等との支援体制の構築を図り生活困窮者等の自立した生活を支援することを目的とした「生活困窮者等相談事業」を町社会福祉協議会に委託し、生活困窮者等の相談に対応しています。

相談支援体制の課題として、高齢・障がい、健康問題、社会的孤立などの課題が複合的に絡み合っている相談も多く、保健師、社会福祉士(注2)などの専門職を中心とした窓口と関係機関、団体と連携した地域ネットワーク(注3)を構築し、対応していくことが重要です。

このため、町では、令和2年4月から町役場(福祉課)、健康センター(健康推進課)、町社会福祉協議会の3か所を窓口として、相談者を迅速かつ適切に支援窓口につなぐ「総合相談窓口」を実施しています。今後も、各窓口や関係機関と連携しながら支援していきます。

【目指すべき状態】

住民がいつでも必要な情報を得ることができ、困った時には相談できる場所があり、住み慣れた地域の中で安心して生活することができる。

注1 人権擁護委員：人権擁護委員法に基づき、人権相談活動、人権侵犯に関する調査・救済活動、人権の考えを広める啓発活動をしている。法務大臣の委嘱を受け活動し、任期は3年で無報酬。

注2 社会福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された国家資格。高齢者・障がい者・児童などすべての領域を対象とした相談援助の福祉専門職。

注3 ネットワーク：一般的な意味は、放送網、通信網、回線網のこと。関係分野における情報網等による連絡組織のことも表す。

【施策内容と活動指標】

①保健・福祉の情報提供

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 町広報紙及びホームページを活用し、保健福祉サービス情報を提供します。 ● ふれあいサロン、老人クラブ、行政区等の町民が集まる機会を利用して、チラシ配布又は職員が出向いて各種サービス等の情報提供を行います。 ● 町社会福祉協議会と連携を図り、効果的な情報提供方法を検討します。 ● 保健・福祉分野の制度や相談窓口が一目でわかるガイドブック等を更新します。 							福祉課 健康推進課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
町広報紙掲載記事数 ※	件	70	60	60	60	60	

※ 町広報紙掲載件数：福祉課分 24 件、健康推進課分 36 件を目標とする。令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症に関連する掲載が多かったもの。

②相談支援体制の充実

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 町広報紙及びホームページにより、相談場所・日程等の情報を発信します。 ● 相談支援に携わる者の資質の向上を目的に研修会を開催します。 ● 民生委員・児童委員、保健師、各種相談員・相談支援機関、保育士、教諭などが連携した相談支援体制の構築に努めます。 ● 相談を受けた各種相談員、相談機関等が、適切な相談先へつなぐことが出来るよう、ネットワークの構築及び相談機関との情報共有を推進します。 ● 町地域包括支援センターや障がい者虐待相談窓口では、24時間相談受付を実施し、その他相談機関においても電子メール、留守番電話等を活用した時間外相談受付体制の充実に努めます。 ● 民生委員・児童委員、地域コミュニティ組織、町社会福祉協議会等と連携を図るとともに、庁内でも横断的な連携により生活困窮者の早期の発見・把握に努めます。 ● 生活困窮者の身近な相談支援機関として、町社会福祉協議会に相談窓口を設置し、関係機関等との支援体制の構築を図ります。 ● 多職種連携事業（意見交換会、事例検討会、研修等）を実施し、関係機関が連携した相談支援体制の充実に努めます。 ● 対象者に対して、包括的な支援体制を提供するため、重層的支援体制整備事業の導入を検討します。 							福祉課 健康推進課 こども課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
民生委員・児童委員研修会	回	8	8	10	8	8	
多職種連携事業実施回数	回	4	4	4	4	4	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
生活困窮者等相談件数※	件	411	480	480	480	480

※ 生活困窮者等相談件数：R 4年度から町社会福祉協議会に委託する生活困窮者等を対象とした相談業務の件数。

(2) 消費者支援の充実

【現状と課題】

悪質商法や特殊詐欺は年々巧妙化・複雑化しており、社会経験の少ない若者や、判断能力の乏しい高齢者が被害に遭いやすくなっています。また、住民の生活環境は、経済社会の多様化、国際化などに伴って急速に変化しており、消費者問題は複雑多様化し、幅広い領域に及んでいます。

近年は消費者救済資金の貸付件数、貸付金額ともに減っては増える横ばい状態のため、今後も消費者（町民）を救済するため継続的な啓発活動と支援が求められています。

また、大手通信会社の下請けを騙り固定電話の契約を変更させる手口が未だ後を絶たず、勧誘時の契約内容と実際の契約内容や状況が異なっている等の被害が出ています。さらに、携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末の普及に伴い、子どもたちが気軽にインターネットに接続できる環境が整備されたことから、契約等に関する被害は高齢者に留まらず、幅広い年齢に影響を及ぼすことが想定されます。なお、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられことで、新成人の消費者トラブルやSNSをきっかけとしたトラブルの増加が懸念されています。

引き続き、悪質商法や特殊詐欺から消費者を守ることが求められています。

【目指すべき状態】

消費者トラブルに関する情報をいつでも誰でも入手できる体制を構築することで、悪質商法や特殊詐欺による被害が最小限に抑えられ、また、万が一被害にあった場合でも誰もが相談しやすい環境ができています。

【施策内容と活動指標】

①啓発活動の強化

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 巧妙化・複雑化する悪質商法・特殊詐欺などの情報が寄せられた場合は、防災行政無線等により町民に注意喚起します。 ● 町民を対象に、チラシを配布するとともに、地域コミュニティ組織の要望に合わせて悪質商法や特殊詐欺に関する出前講座を開催します。 							福祉課 防災課
活動指標	単位	R4 実績値	R6	R7	R8	R14	
出前講座開催回数※ (チラシ配付のみを含む)	回	29	30	30	30	30	

※ 出前講座開催回数：自治会等の主催で実施する出前講座を支援した回数。外部団体から依頼されたチラシ配布を含む。

②消費者相談支援の充実

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉課に相談窓口を設置するとともに、専門的な事案については県民生活センターや盛岡市消費生活センターへつなげます。 ● 心配ごと相談員、人権擁護委員等と連携し、心配ごと相談所を毎月開設し相談支援を行います。 ● 広域市町と共同で盛岡市消費生活センターの運営をサポートし、相談支援及び啓発を充実します。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
消費生活相談件数*	件	3	10	10	10	10	
心配ごと相談所相談件数	件	56	60	60	60	60	

※ 消費生活相談件数：専門的事案を県民生活センターや盛岡市消費生活センターにつないだ件数。

③消費者救済支援の充実

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者救済資金は、多重債務者の救済支援のため、県消費者信用生活協同組合及び関連金融機関と債務整理・生活再建等に要する資金の貸付資金の預託について契約して貸付事業を行います。 ● 生活再建資金は、県消費者信用生活協同組合及び関連金融機関と生活再建等に要する資金の貸付資金の預託について契約し貸付事業を行います。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
消費者救済資金利用者数*	人	14	12	12	10	8	

※ 消費者救済資金利用者数：消費者救済資金及び生活再建資金の利用者数の合計。

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
消費者トラブル解決率	%	100	100	100	100	100

(3) 権利擁護体制の充実(雫石町成年後見制度利用促進基本計画)

【現状と課題】

現在の権利擁護体制は、認知症（注1）や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人の権利を擁護し、支援するための制度として成年後見制度と日常生活自立支援事業が整備されています。

町の現状として、知的障がい、精神障がい者が増加傾向であること、高齢化率が40%に達する見込みであることから、成年後見制度等のニーズは高まることが想定されますが、成年後見制度については、制度利用が十分でない状況にあります。

要因としては、制度内容が知られていないことや相談機関が不明確であること、手続きが繁雑であること、成年後見人等の多くを担う専門職に限りがあるため、担い手の確保が難しいこと、成年後見人等の活動に対する支援体制が整っていないことなどが挙げられます。

ニーズの高まりに対応し、適切な制度利用につなげるためには、一連の支援体制や地域の保健・医療、福祉、司法の連携体制を整備する必要があります。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。

市町村においては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める」こと、「成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずる」ことが努力義務とされています。

こうしたことから、制度の一層の利用促進を図るため、盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町及び矢巾町の2市3町の共同で、令和2年4月に中核機関となる「盛岡広域成年後見センター」を開設しました。

また、町では令和3年度から本項目を「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（雫石町成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進してきました。

今回の策定にあたり、計画期間を地域福祉計画にあわせ、令和6年度から令和14年度の9年間とし、3年ごとに見直しを行います。

【目指すべき状態】

判断能力に不安のある人の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、権利擁護体制が整い、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる。

注1 認知症：後天的な脳の器質的障がいにより、記憶力や判断力などの認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態を指す。人によっては「怒りっぽくなる」、「不安になる」などの症状も現れる。

【施策内容と活動指標】

①地域連携ネットワークの構築と充実

施 策 内 容		担 当 課 等				
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域連携ネットワークを構築し、地域住民、行政、関係機関等による連携体制強化を図ることで、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、必要な支援に適切につながるとともに、チームに対する専門的助言や相談対応、困難ケースへの対応等を図ります。 ● 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関（盛岡広域成年後見センター）を盛岡広域5市町の共同で設置し、「特定非営利活動法人成年後見センターもりおか」への委託により運営します。 ● 中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等の機能を担い、町や関係機関と協働し、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化し、成年後見制度の利用支援のほか、地域の専門職等と連携し、体制構築を図っていきます。 ● 成年後見制度の手続きが円滑に進められるよう、中核機関と連携し支援を行います。 ● <u>市民後見人</u>（注1）養成講座を実施し、担い手の確保を進めるとともに、修了者に対してはスキルアップの機会を設け、市民後見人が一定の知識や心構えを習得し、後見活動に対する支援を受けられる場を確保します。 ● 各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を開催し、情報の共有化を図ります。 		福祉課				
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
成年後見申立て支援件数	件	2	3	4	5	5
市民後見人養成講座等開催	回	4	3	3	3	3
連絡協議会開催	回	3	2	2	2	2

注1 市民後見人：一般の市民による後見人（専門職以外の人で本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術などを身に付けたうえ、家庭裁判所から選任された後見人）。

②制度の普及啓発と利用促進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種会議、町広報紙、町ホームページ等において、成年後見制度や市民後見人等の権利擁護に関する情報発信を行うとともに、講演会や研修会、出前講座等の開催など、住民及び関係機関等を対象として、幅広く広報及び啓発を行います。 ● 住民からの権利擁護に関する相談にあたっては、町、町社会福祉協議会、中核機関等が互いに連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他の相談に対応します。 ● 高齢者や障がい者、児童に対する虐待通報があった場合は、関係機関と連携し直ちに対応します。 ● 経済的な問題や、申立てを行う支援者がいない等の理由で、成年後見制度を利用することが困難な人を支援するため、成年後見等開始審判申立てを町長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成（成年後見制度利用支援事業）を行います。 ● 高齢者や障がい者に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理のお手伝い（日常生活自立支援事業）をします。 							福祉課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
日常生活自立支援事業 利用者数	人	15	17	18	19	24	
権利擁護相談件数 (中核機関含む)	件	21	22	22	24	28	
権利擁護研修会等	回	0	1	1	1	1	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
市民後見人養成講座修了者	人	7	8	9	10	10
成年後見制度利用支援事業 利用者数	人	3	4	4	4	4

（４）再犯防止の推進（雫石町再犯防止推進計画）

【現状と課題】

岩手県における犯罪の状況としては、令和3年3月に策定された岩手県再犯防止推進計画に記載されているとおり、近年、刑法犯検挙者数については、減少傾向にありますが、刑法犯の検挙者数の約5割が再犯者で再犯率が高い傾向にあります。また、犯行時の年齢別検挙人数は、65歳以上が全体の3割と一番多くなっております。

町の再犯状況等について、公表されている資料はありませんが、初犯も含めた犯罪認知件数は、平成30年は35件、令和4年は24件であり、犯罪認知件数は減少しております。

罪を犯した人の中には、高齢者や障がい者がおり、矯正施設出所後において、生活困窮に関する支援や福祉サービスを必要とする人もいることから、適切な支援につなぐことで、再犯を防止し、安定した地域生活を送ることができるものと考えます。

また、新たな犯罪を抑止するためには、罪を犯した人が、地域で安心して生活することができるよう、住居の確保や関係機関につなぐ体制づくりが必要です。

国では、平成28年に「再犯防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、「再犯防止推進計画」を策定しました。同法第8条には、地方公共団体においても国の計画を勘案して推進計画を定めるよう努めることとされており、本計画を町の「再犯防止推進計画」と位置づけ、計画期間を、地域福祉計画と同じ令和6年度から令和14年度の9年間とし、3年ごとに見直ししながら、再犯防止を推進していきます。

【目指すべき状態】

罪を犯した人が生活する上で必要な情報を得ることができ、困った時には関係機関等につなぐ体制があることで、再犯防止につながり、地域の中で安心して生活することができる。

【施策内容と活動指標】

①犯罪防止及び再犯防止の推進

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 町民の犯罪に対する危機管理意識の向上と防犯体制の強化を図るとともに、犯罪の発生が少なく町民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。 ● 犯罪や非行を防止するため、教育委員会や小中学校と連携し、小中学生を対象とした社会を明るくする運動作文コンクールにより、社会を明るくする運動の趣旨の理解促進に努めます。 ● 保護司と連携し、<u>社会を明るくする運動（注1）</u>を通じて、町民への再犯防止への関心や理解が進むよう啓発活動を進めます。 ● 罪を犯した人の自立に向けて、住居については、地域で生活できるよう本人の希望を含めて相談に応じ、就労については、矯正施設、ハローワーク及び岩手県就労支援事業者機構や雇用協力企業等の関係機関と連携して対応します。 ● 罪を犯した人のうち、高齢者及び障がい者が地域で生活するために直面する生活困窮や保健医療・福祉サービスなどに関する課題等については、解決に向けて相談支援を行います。 ● 矯正施設を出所した罪を犯した人が地域社会の一員として生活できるよう、保護観察所や更生保護団体等の関係機関と連携を図り、相談内容に応じて、関係機関等につなぐ体制づくりを進めます。 							福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
町保護司人数	人	10	10	10	10	10	

注1 社会を明るくする運動：すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことを目指すもので法務省が主唱する全国的な運動。

1-2 自立した地域生活を支援するサービスの充実

(1) 福祉サービス事業所と地域との連携

【現状と課題】

誰もが自立した地域生活を送るためには、高齢者、障がい者、こどもの種別にとらわれず、一体的な連携体制が必要になります。また、福祉サービス（以下「サービス」という）は、地域を中心に展開されており、住民はもとより、地域にある様々な資源（場所や人など）とサービス事業所等の連携による地域福祉推進が求められています。このようなことから、サービス事業所と地域の連携による地域特性を活かしたサービスへの期待は高まっています。また、地域のニーズに応じたサービスや活動を行うために、サービス事業所等と地域住民との間で、相互に地域内で果たすべき役割を認識し、地域課題等の解決を図るために地域ネットワークづくりを進める必要があります。

教育との連携については、福祉の理解を進めるうえで、学校教育における取り組みが大切です。町内では、現在も福祉施設等との交流を実施している学校もありますが、こうしたサービス利用者等と直接触れ合う機会を創出し継続することが、児童・生徒のより一層の福祉理解を得られることから、学校やサービス事業所の理解と協力が必要です。また、ボランティア活動の意義を学ぶうえで、高齢者や障がい者の疑似体験やボランティア活動を体験することも重要なことから、車いす・白杖体験や施設訪問などの活動を支援する必要があります。

ボランティアとの連携については、一部のサービス事業所でボランティアやボランティア団体が活動しているものの、事業所によって取り組みに差があるのが現状です。高齢者や障がい者などの要援護者が地域で自立した生活を送るためには、町社会福祉協議会に設置しているボランティア活動センターが調整役となり、さらなるサービス事業所と地域のボランティアとの連携体制を充実させていくことが必要です。

【目指すべき状態】

地域とサービス事業所とのネットワークが構築されるとともに、学校や保育所（園）がサービス提供事業所等の協力のもと福祉教育を行う環境ができている。また、ボランティア活動センターが中心となり、ニーズに合った活動が活発に行われ、高齢者や障がい者が地域で自立した生活を送ることができる。

【施策内容と活動指標】

①地域ネットワークの充実及び教育との連携

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業所と地域の連携を支援するとともに、地域ネットワークに必要とされる一体的な連携を推進します。 ● ボランティア活動センターが主体となり、関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の周知に取り組みます。 ● 学校等と連携し、児童・生徒が地域課題を検討する活動やボランティア活動を支援します。 							福祉課 社会福祉協 議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
学校等での出前ボランティア講座数	数	11	12	12	12	12	

②ボランティアとの連携

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業所とボランティア団体が双方の事業（活動）内容を理解できるよう情報の周知に取り組みます。 ● ボランティア活動センターが中心となり、サービス事業所とボランティアの連絡体制の構築に取り組みます。 							社会福祉協 議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
ボランティア情報誌発行回数	回	6	6	6	6	6	
ボランティア相談件数	件	650	650	660	670	750	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
福祉サービス事業所参加型ボランティア活動回数	回	—	3	3	3	3

(2) 地域医療の充実と連携強化

【現状と課題】

住み慣れた地域で自立した生活を送ることを希望する町民は多く、急速な少子高齢化の進展や多様な家族形態が増えたこと等により、それぞれの地域の特性に応じた環境づくりが求められています。

また、高齢化の進展に伴い、加齢によって生じる慢性疾患等の罹患や要介護状態になるなどの健康上の不安を抱えながらも、自分らしく生活できる地域社会の構築が求められます。このことから、在宅医療や自宅での看取りなど、それに伴う家族の介護負担の軽減が求められており、医療機関、居宅介護事業所、訪問看護事業所等の関係者が情報の共有を図るためのネットワークづくりが重要となっています。

認知症についても、支援に携わる医療及び介護等関係機関の情報共有、連携の必要性はこれまで以上に高まっています。

在宅医療においては、医療的ケアとして褥瘡管理、経管栄養管理を行うことが多く、在宅医療が必要になる前の生活が比較的自立している頃からの高齢者の低栄養予防が重要であると考えられるため「食べること」を大切に健康教室や個別指導・相談の取組みを実施していく必要があります。

今後は、住民の健康的な生活の向上に向けて、保健・医療・福祉の連携により、健診・介護予防と医療が密接につながった効果的な事業を展開していく必要があります。

また、現状として町内では規模縮小してる医療機関もあることから、今後、雫石診療所の役割が大きくなっていくと思われます。

【目指すべき状態】

医療機関及び関係機関の連携が図られ、医療従事者の体制が整い、在宅医療が充実するなど、いつでも誰でもどこでも安心して受診できる。

【施策内容と活動指標】

①地域医療の充実

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 医療情報の発信と疾病予防の取組み等により健康意識の普及・啓発に取り組めます。 ● 雫石診療所の機能強化を図るとともに、医療相談室を中心に他の医療機関や福祉事業所等と連携した入退院支援に取り組めます。 ● 訪問診療・往診体制の強化に取り組めます。 							健康推進課 雫石診療所 福祉課 町民課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
訪問診療延べ人数	人	369	550	550	550	550	
町広報紙での医療情報発信件数	件	25	25	25	25	25	

②保健・医療・福祉の連携強化

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 保健・医療・福祉の各関係者による意見交換会及び事例検討会を実施します。 ● 他の職種への理解を深めることを目的とした勉強会や事業所見学等を開催します。 ● 保健・医療・福祉関係事業所が主体的に連携できるよう、顔の見える関係づくりを支援します。 ● 医療機関及び介護事業所、訪問看護ステーション等の連携体制の構築に取り組みます。 ● 町の広報紙や町民向けの講演会等により在宅医療等の周知を行います。 ● 患者（利用者）の情報を複数の支援者で共有できる仕組み作りについて検討します。 							健康推進課 雫石診療所 福祉課 町民課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
意見交換会及び研修会 開催回数	回	0	1	1	1	1	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
意見交換会及び研修会 参加機関数	機関	—	12	13	15	20

(3) 雫石町社会福祉協議会による地域支援の充実

【現状と課題】

社会福祉法において町社会福祉協議会は、地域福祉の推進の役割を担うことが明確化されており、平成 17 年度に「雫石町地域福祉活動計画」を、平成 27 年度には「第二次雫石町地域福祉活動計画」、令和 5 年度には「第三次雫石町地域福祉活動計画」を策定し、多様な事業に継続的に取り組んでいます。また、地域福祉活動への町民参加については、町社会福祉協議会が町ボランティア活動センターを設置し、地域のニーズに対応した事業を展開しています。

また、少子高齢化の進展と核家族や一人暮らし世帯の増加等により、地域でも見守り・支え合い活動の需要が高まっています。民生委員・児童委員の活動も複雑多岐にわたっており、地域住民みんなで民生委員・児童委員の活動を補助しながら見守りや安否確認などを行うことも重要です。

今後、町民参画による事業展開を行うにあたり、町社会福祉協議会そのものの理解をより深め、町民の関心をより一層高める必要があります。また、町地域福祉計画を効果的に展開するため、ボランティア団体等の多様な福祉活動との連携や、町民参画による協働の地域福祉を推進することが必要です。

【目指すべき状態】

町社会福祉協議会の活動が町民に浸透するとともに、地域で福祉活動を行っている人や団体、ボランティアの活動を町社会福祉協議会が支援する体制ができている。

【施策内容と活動指標】

① 雫石町社会福祉協議会活動の推進

施 策 内 容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉を進める公共的な組織としての町社会福祉協議会の役割を、広報等の情報媒体を活用し情報を提供します。 ● 町の地域福祉計画と町社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合性を図り、事業を展開します。 ● 町社会福祉協議会（ボランティア活動センター）がボランティア団体等とのパイプ役となり多様な福祉活動の協働を支援します。 ● 町民参加による協働の地域福祉を推進するために、小地域活動の一つである「ふれあいサロン（注1）」の普及と適切な事業展開を支援します。 							福祉課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
社会福祉協議会だより 発行回数	回	3	3	3	3	3	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
町社会福祉協議会事業延べ参加者人数	人	50,530	48,000	46,500	45,000	35,000

注1 ふれあいサロン：町社会福祉協議会が推進する地域住民の集いの場の呼称。地域住民が集い、交流を深める生きがいがづくりの場。

1-3 協働で推進する地域福祉づくり

(1) 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

町民参画による地域福祉活動は、主に民生委員・児童委員が担い手として、それぞれの地域の特徴を生かした地域住民の支え合い活動が行われており、敬老会への協力や老人クラブによる清掃活動、郷土芸能伝承活動等、様々な取り組みが行われています。

一人暮らし高齢者等の避難行動要支援者（以下「要支援者」という）に対しては、行政区単位で自主防災活動を基幹とする地域コミュニティ組織等において、日常の見守り及び声掛け活動などを行っている地区もあります。

福祉ボランティア団体が運営している「ふれあいサロン」は、各地域で健康体操やレクリエーションなどの活動を定期的に行っており、参加者や地域からの評価も高く、その良さが理解され浸透してきています。その他、個人ボランティアや地域の若者による除雪や草刈り活動なども行われています。

今後、地域福祉活動を強化・充実させるためには、住民一人一人が日頃から行政区や隣近所などで関わり合いから「支え合い・助け合い」の意識を持ち、地域内の日常の見守り活動を継続していくことが必要です。また、行政や町社会福祉協議会は、住民や地域の様々な活動をコーディネートし、連携して支援できる体制づくりを進める必要があります。

【目指すべき状態】

地域コミュニティによる見守り活動等の充実が図られ、一人暮らし高齢者等支援を必要とする要支援者やこどもが地域で安心して生活することができる。また、一人一人のお互いさま意識が高まり、身近な地域での支え合い・助け合い体制が構築されている。

【施策内容と活動指標】

①町民参画による地域福祉活動の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 要支援者支援のため、民生委員・児童委員と連携を図り、隣近所による見守り体制づくりに取り組みます。 ● 地域コミュニティの組織化を推進するとともに、災害時に要支援者を迅速に援助できる体制づくりを支援します。 ● 町民の「支え合い・助け合い」意識の啓発に努めます。 ● 町民が相互に交流を図ることができる環境づくりを支援します。 ● 地域福祉に関する活動への町民の参加を促す活動を支援します。 ● 災害発生時に聴覚障がい者や視覚障がい者等が、情報を迅速かつ確実に入手し、避難できるよう情報伝達体制づくりを進めます。 ● 町ボランティア活動センターが中心となり、個人ボランティア及びボランティア団体の活動を支援します。 ● 町社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、ボランティア等の連携強化を図ります。 ● 「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や多様な団体が参画できる機会を地域とともに創ります。 ● 多世代交流の場を提供し、住民同士のつながりを作る機会を創出します。 							総合政策課 防災課 福祉課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
お互いさま情報交換会支援回数	回	66	67	67	67	68	

②若者の地域福祉活動の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 行政区や地域コミュニティ組織等において、若者や親子が参画できる事業の検討を支援します。 ● 住民主体の地域事業例を、ホームページ・広報紙等で情報提供します。 							総合政策課 福祉課
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
住民主体事業*の地区公民館だより等掲載件数	回	83	86	88	90	100	

※ 住民主体事業：地域コミュニティ組織やNPOなどが主催し、地域の活性化や課題解決等を目的とした活動。

③コーディネート機能の強化

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動に対する相談支援を町社会福祉協議会が担い、要支援者に対する相談支援を行政が連携及び調整し、コーディネートします。 ● 町社会福祉協議会と行政が連携し、行政区の課題解決のシステムづくりに努めます。 ● 地域活動の相談役としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）（注1）の育成とスキルの向上に努めます。 							福祉課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14	
コミュニティソーシャルワーカー認定者数	人	6	6	6	6	6	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14
ちよい助支援回数※	回	229	280	280	280	300

※ ちよい助：利用者の希望に合わせて、生活支援サポーター（養成講座を終了した町内のボランティア）が日常生活のちょっとしたお手伝いをした回数。

注1 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティソーシャルワーク」を実践するスタッフ。

(2) ボランティア・NPO活動の支援及びネットワークの充実

【現状と課題】

令和4年度末現在、本町の保健・医療・福祉に関する活動を行っているNPO法人は、11法人となっています。

ボランティア活動については、活動拠点として町総合福祉センターが位置づけられており、ボランティア活動センターが主体となり、調整役やボランティア情報誌発行等の活動を行っています。

今後、行政は、ボランティア活動センターとの連携・体制強化に取り組みながら、新しいボランティア団体やNPO等の設立と活動の充実に向けた相談・支援を推進する必要があります。

【目指すべき状態】

ボランティア・NPO法人等のネットワークが構築され、団体相互に連携し町民のニーズにあった活動が積極的に行われている。

【施策内容と活動指標】

① ボランティア・NPO活動の積極的な情報提供

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 新しいボランティア団体やNPO等の設立を促すために、必要な情報提供を行います。 ● 個人でもボランティア活動できるよう、町社会福祉協議会と町が連携し、地域で行われるボランティア活動について、情報発信します。 							福祉課 総合政策課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R4 実績値	R6	R7	R8	R14	
ボランティア情報誌発行回数	回	6	6	6	6	6	

②ボランティア・NPO活動の支援

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア団体・NPO法人等の新たな団体立上げや、連携した活動ができるように必要な支援をします。 ● ボランティア団体・NPO法人等の活動拠点が必要な場合は、公共施設や空き店舗等の情報を提供します。 ● 町社会福祉協議会にボランティアコーディネーターを配置し、町民のボランティア活動を支援します。 ● 災害ボランティアセンターの立ち上げと運営に必要な支援をします。 							福祉課 総合政策課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
ボランティア団体登録数	団体	50	51	52	53	56	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
ボランティア登録者割合*	%	6.6	6.8	6.9	7.0	7.5

※ ボランティア登録者割合：零石町におけるボランティア登録者数／零石町の人口

1-4 福祉教育の充実

(1) こどもたちの地域福祉活動の推進と福祉教育の充実

【現状と課題】

近年のこどもたちは、モバイルゲームやスマートフォン・タブレットの普及等により、家の中で、一人あるいは少人数で遊ぶ傾向にあります。小学生は、子ども会活動が行われているものの、地域とのつながりが希薄になりつつあるのが現状です。郷土芸能伝承活動により地域文化を継承しながら、隣近所との交流を深めている地域もありますが、地域の中で異年齢のこどもたちの交流の機会等も少なくなっています。また、近所づきあいの減少により、地域での道徳や福祉の教育の場も少なくなっています。

児童館（注1）や放課後児童クラブ（注2）においては、支援員が配置されており、異年齢児童の交流の場として期待されることから、その活動を通じて道徳と福祉に対する理解を深める必要があります。また、自然豊かな本町の特徴を活かし、地域での様々な体験活動を通じて、こどもたちの生きる力を育むための子ども会活動等を支援する必要があります。

また、町内の小中学校では、福祉施設入所者との交流や地域の活動に積極的に関わることで、ボランティアに対する意識の醸成に努めています。このようなことから、町社会福祉協議会では、町内の小・中学校及び高等学校のボランティア教育やボランティア活動を支援しています。中学校においては、防災学習、福祉施設における体験学習、国道や幹線道路の清掃活動を行っています。このようなボランティア活動の意義を学ぶうえで、直接体験することは理解を深める最良の活動であることから、今後もその活動を支援する必要があります。

こうしたことから、行政だけではなく学校や地域、家庭等それぞれにおいて、福祉や地域活動に関する教育が必要です。

【目指すべき状態】

児童館や放課後児童クラブがこどもたちの交流の場として定着し、地域でも異年齢のこどもが交流できる活動が行われている。また、子ども会活動や伝統・文化・技術の伝承活動などにより、こどもから高齢者まで様々な世代の人が積極的に交流している。

町内の小・中・高すべての学校で福祉に関する教育の機会を設けることにより、児童・生徒の助け合い・支え合いの気持ちやボランティア意識が高まり、自らの意思でボランティア活動に参加する児童・生徒が増える。

注1 児童館：児童福祉法に基づく児童厚生施設。児童の心身の正常な発達を目的として健全な遊びを助長する拠点となり、児童に遊び、スポーツ、読書などを指導するだけでなく、子ども会や母親クラブなどの地域組織活動、放課後児童健全育成事業など、子育て支援の場として幅広い活動をしている。

注2 放課後児童クラブ：就労等のため昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童などに対し、授業終了後に児童厚生施設等の身近な社会資源を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その育成・指導・遊びによる発達の助長などのサービスを行うクラブのこと。

【施策内容と活動指標】

①こどもたちの地域福祉活動の推進

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童館運営事業や放課後児童健全育成事業を推進し、異年齢児の交流の場の確保・充実に取り組みます。 ● こどもたちが参加しやすい行政区等での支えあい活動の実施を支援します。 ● 各地区の世代間交流やボランティア活動を情報発信することにより、地域福祉活動の活性化を促進します。 							こども課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
児童館延べ利用者数 ^{※1}	人	4,988	4,500	4,300	4,100	3,500	
放課後児童クラブ登録者数 ^{※2}	人	240	230	225	220	190	
保育所児童の福祉活動回数 ^{※3}	回	0	6	5	5	5	

※1 児童館延べ利用者数：R 5年度の利用状況を参考にR 4年度を最大とし、少子化の影響による減少を見込む。

※2 放課後児童クラブ登録者数：年2%減の実績を参考に算出。

※3 保育所児童の福祉活動回数：各保育所等で福祉施設を訪問したり、老人クラブやふれあいサロンとの交流会などを行った回数。

②福祉教育の充実

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● 各学校、地域での取り組み情報等を、機会を捉え広く発信します。 ● 町社会福祉協議会では、児童・生徒のボランティア活動を推進するために、実践活動の場を斡旋します。 ● 学校や地域、家庭において、こどもが体験活動を通じて福祉を学ぶ機会を提供できるよう、学校や地域等での福祉教育を支援します。 							学校教育課 福祉課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
学校等での出前講座数	数	11	12	12	12	12	
ボランティア情報誌発行回数	回	6	6	6	6	6	

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R14
ボランティア出前講座 開催学校数	校	6	6	6	6	6

(2) こどもたちのボランティア活動の充実

【現状と課題】

各学校では、キャップハンディ体験（注1）や福祉施設でのボランティア活動を行っています。冬期間の校外ボランティア活動として、定期スノーバスターズ（雪んこ見守り隊）（注2）に毎年、多数の中学生が参加しています。こうした、ボランティア活動に参加したいこどもたちが、それぞれの希望に応じたボランティア活動を行うことができるよう支援する必要があります。

また、ボランティア活動を通して、地域の良さやボランティア活動の大切さを理解できることから、「ちょっとしたボランティア」を推進し地域の中でこどもを育てる必要があります。

【目指すべき状態】

こどもたちの助け合い・支え合いの気持ちやボランティア意識が高まり、ボランティア活動に参加するこどもたちが増える。

【施策内容と活動指標】

① こどもたちのボランティア活動の充実

施策内容							担当課等
<ul style="list-style-type: none"> ● こどもたちが、地域の中でボランティア活動に参加できるよう、地域コミュニティや行政区の活動を支援します。 ● 町社会福祉協議会では、こどもたちが希望に応じたボランティア活動ができるよう、関係機関と連携しプログラムの企画・立案に努めます。 							福祉課 社会福祉協議会
活動指標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14	
定期スノーバスターズ （雪んこ見守り隊） 中高生延べ参加者数	人	353	360	360	360	190	

注1 キャップハンディ体験：障がい者が毎日の生活の中で直面している不自由さなどを、障がいを持たない人が実際に体験すること。「キャップハンディ」とは、「ハンディキャップ」の前後を入れ替えて造られた言葉で、「立場を入れ替えて考えよう」という意味が込められている。

注2 定期スノーバスターズ（雪んこ見守り隊）：一人暮らし高齢者等の安否確認をしながら、玄関先の除雪作業を行うボランティア活動のこと。

【成果目標】

成果目標	単位	R 4 実績値	R 6	R 7	R 8	R 14
ボランティア体験をした小・中学生の延べ人数	人	488	490	490	490	370
小・中学生が加入できるボランティア団体数	団体	40	40	41	41	44